

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 料金早見表

### 【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=○○円（1円未満切り捨て）

○○円－（○○円×負担割合※4（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。

実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の○に相当する単位数」等と規定されている加算・減算（准看護師によりサービス提供が行われる場合の減算など）は下表には記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

2級地 11.12 円					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（1月につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護費（Ⅰ）					
（1）訪問看護サービスを行わない場合					
（一）要介護1	5,697	6,335	12,670	19,005	
（二）要介護2	10,168	11,307	22,614	33,921	
（三）要介護3	16,883	18,774	37,548	56,322	
（四）要介護4	21,357	23,749	47,498	71,247	
（五）要介護5	25,829	28,722	57,444	86,166	
（2）訪問看護サービスを行う場合					
（一）要介護1	8,312	9,243	18,486	27,729	
（二）要介護2	12,985	14,440	28,879	43,318	
（三）要介護3	19,821	22,041	44,082	66,123	
（四）要介護4	24,434	27,171	54,342	81,512	
（五）要介護5	29,601	32,917	65,833	98,749	
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）					
（一）要介護1	5,697	6,335	12,670	19,005	
（二）要介護2	10,168	11,307	22,614	33,921	
（三）要介護3	16,883	18,774	37,548	56,322	
（四）要介護4	21,357	23,749	47,498	71,247	
（五）要介護5	25,829	28,722	57,444	86,166	
加算項目					
注9 緊急時訪問看護加算	315	351	701	1,051	1月につき
注10 特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
注11 ターミナルケア加算	2,000	2,224	4,448	6,672	死亡月につき
ハ 初期加算	30	34	67	100	1日につき
ニ 退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回につき
ホ 総合マネジメント体制強化加算	1,000	1,112	2,224	3,336	1月につき
ヘ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	112	223	334	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	223	445	668	1月につき
ト 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	90	100	200	300	1月につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	120	134	267	401	1月につき
チ サービス提供体制強化加算					1月につき
（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750	834	1,668	2,502	
（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	712	1,424	2,135	
（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350	390	779	1,168	
減算項目					
注7 通所サービス利用時の調整					1日につき
① イ(1)又はロの所定単位数を算定する場合					
（一）要介護1	-62	-69	-138	-207	
（二）要介護2	-111	-124	-247	-371	
（三）要介護3	-184	-205	-410	-614	
（四）要介護4	-233	-259	-518	-777	
（五）要介護5	-281	-313	-625	-938	
② イ(2)を算定する場合					
（一）要介護1	-91	-102	-203	-304	
（二）要介護2	-141	-157	-314	-471	
（三）要介護3	-216	-241	-481	-721	
（四）要介護4	-266	-296	-592	-888	
（五）要介護5	-322	-358	-716	-1,074	
注8-1 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合（注8-2の場合を除く。）	-600	-668	-1,335	-2,002	1月につき
注8-2 事業所と同一建物の利用者（50人以上）にサービスを行う場合	-900	-1,001	-2,002	-3,003	1月につき

介護職員処遇改善加算（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×13.7%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×10.0%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×5.5%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> （介護職員処遇改善加算を除く）×6.3%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> （介護職員処遇改善加算を除く）×4.2%） <sup>※2</sup> ×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

## 夜間対応型訪問介護 料金早見表

### 【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合※4（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。

実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算（同一建物減算など）は下表には記載していませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

		2級地		11.12 円		
夜間対応型訪問介護（1月につき）		単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
イ 夜間対応型訪問介護（I）						
1	基本夜間対応型訪問介護費	1,025	1,140	2,280	3,420	1月につき
2	定期巡回サービス費	386	430	859	1,288	1回につき
3	随時訪問サービス費（I）	588	654	1,308	1,962	1回につき
4	随時訪問サービス費（II）	792	881	1,762	2,643	1回につき
ロ 夜間対応型訪問介護費（II）						
		2,800	3,114	6,228	9,341	1月につき
加算項目						
注2	24時間通報対応加算	610	679	1,357	2,035	1月につき
ハ 認知症専門ケア加算						
（1）イを算定している場合						
（一）	認知症専門ケア加算（I）	3	4	7	10	1日につき
（二）	認知症専門ケア加算（II）	4	5	9	14	1日につき
（2）ロを算定している場合						
（一）	認知症専門ケア加算（I）	90	100	200	300	1月につき
（二）	認知症専門ケア加算（II）	120	134	267	401	1月につき
ニ サービス提供体制強化加算						
（1）イを算定している場合						
（一）	サービス提供体制強化加算（I）	22	25	49	74	1回につき
（二）	サービス提供体制強化加算（II）	18	20	40	60	1回につき
（三）	サービス提供体制強化加算（III）	6	7	14	20	1回につき
（2）ロを算定している場合						
（一）	サービス提供体制強化加算（I）	154	172	343	514	1月につき
（二）	サービス提供体制強化加算（II）	126	141	281	421	1月につき
（三）	サービス提供体制強化加算（III）	42	47	94	141	1月につき

### 介護職員処遇改善加算（1月につき）

介護職員処遇改善加算（I）	$(\text{介護報酬総単位数}^{*1} \times 13.7\%)^{*2} \times 11.12$
介護職員処遇改善加算（II）	$(\text{介護報酬総単位数}^{*1} \times 10.0\%)^{*2} \times 11.12$
介護職員処遇改善加算（III）	$(\text{介護報酬総単位数}^{*1} \times 5.5\%)^{*2} \times 11.12$

### 介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（I）	$(\text{介護報酬総単位数}^{*1} (\text{介護職員処遇改善加算を除く}) \times 6.3\%)^{*2} \times 11.12$
介護職員等特定処遇改善加算（II）	$(\text{介護報酬総単位数}^{*1} (\text{介護職員処遇改善加算を除く}) \times 4.2\%)^{*2} \times 11.12$

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7